

認定こども園ひがし保育園給食調理業務委託
事業者募集に係るプロポーザル実施要領

令和8年7月

社会福祉法人ときわ福祉会

1 目的

本要領は、認定こども園ひがし保育園給食調理業務(以下「本業務」という。)を委託する事業者を選定するためのプロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2 委託事業について

- (1) 委託業務名 認定こども園ひがし保育園給食調理業務
- (2) 場 所 貝塚市海塚581-1
- (3) 業務内容 本業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から令和12年3月31日まで
- (5) 業務期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

3 提案額について

本要領及び仕様書に基づき、業務目的を達成するために最も費用対効果が高いと考える適正な見積額を提示すること。なお、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までは、準備期間とし、業務委託料は発生しないものとする。

4 選考委員会について

事業者の選定を適切に行うため、選定委員会を設置する。

5 参加資格事業者の要件等

(1) 参加資格事業者要件

本業務の事業者選定に参加する事業者(以下「応募事業者」という。)は、次の要件を全て満たさなければならない。

- ア 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- イ 社会福祉施設との調理業務の受託実績が複数年あること。(令和7年度末現在)
- ウ 応募事業者が事故等に伴い業務を遂行できなくなった場合に、業務代行体制が確保出来ること。
- エ 法令の規定に基づく許可、認可、登録、免許を受けていること。

(2) 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募事業者になることはできない。

- ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをしている者。
- イ 国税及び地方税(消費税及び地方消費税並びに法人市町村民税、固定資産税及び事業所税等)を滞納している者。
- ウ 令和7年4月1日から現在まで大阪府内において食品衛生法(昭和22年法律第233号)

の営業停止処分を受けた者。

エ 大阪府暴力団排除条例(平成 22 年大阪府条例第 58 号)、第2条に掲げる暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者等。

(3)参加資格の確認

応募事業者の参加資格の確認は、参加表明書等の提出を基準とする。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までに参加資格を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

6 事業者選定に係るスケジュール

令和8年7月13日(月)	事業者募集の開始
令和8年7月23日(木)	園視察の申し込み期限
令和8年7月25日(土)及び8月1日(土)	園見学(午後3時30分以降に限る)
令和8年7月27日(月)	質問書(参加資格審査関係書類)受付期限
令和8年7月30日(木)	参加表明に関する質問への回答
令和8年8月5日(水)	参加資格表明書の提出期限
令和8年8月7日(金)	参加資格の審査結果通知
令和8年8月12日(水)	質問書(提案書等関係書類)受付期限
令和8年8月20日(木)	提案書に関する質問への回答
令和8年9月4日(金)	提案書等関係書類の提出期限
令和8年9月11日(金)	一次審査
令和8年9月14日(月)	一次審査結果及び二次審査参加資格通知
令和8年9月26日(土)	二次審査
令和8年10月初旬	審査結果の通知
令和8年10月下旬	契約締結
令和9年4月1日(木)	業務履行開始

7 現場視察

(1)視察受入日

令和8年7月25日(土)及び8月1日(土) いずれも午後3時30分から午後5時30分までの間

(2)留意事項

ア 視察希望は、メールで7月23日(木)午後4時まで現場視察申込書(様式第3号)を送ること。

イ 視察の受入れ日程等は、メールで通知する。

ウ 参加人数は、1事業者につき3人までとする。

エ 視察は、1時間以内とする。

オ 当該申込み時には、参加者全員の検便検査結果を添付すること。

カ 現場視察に当っては、消毒した白衣、帽子、靴を持参すること。

キ 現場視察においては、実施要領等に関する質疑は一切受け付けない。

8 参加表明書の提出

参加を希望する事業者は、参加表明書(兼参加資格審査申請書)(様式第4号)を提出すること。
なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式第5号)を提出すること。

(1) 提出期間

令和8年8月5日(水)午後4時まで

(2) 提出書類

ア 参加表明書(兼参加資格審査申請書)及び関係書類(様式第4号)

イ 参加資格についての誓約書(様式第6号)

ウ 会社の概要(様式第7号及び様式第7号の2)

エ 会社の沿革及び組織の分かる書類PR用パンフレット

オ 決算書等(直近決算2年分)(貸借対照表、損益計算書等)

カ 業務実績を証明するもの(契約書の写し等)

キ 市税、消費税及び地方消費税の納税証明書

ク 製造物責任法に基づく製造物責任、その他の製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任に係る生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食品営業賠償共済に加入していることを証する書類

(3) 提出が無効とみなされる場合

ア 提出期限に遅れた場合

イ 記載すべき事項にもれがある場合

ウ 虚偽の内容が記載されている場合

(4) 提出部数

1部

(5) 提出先

20 問合せ先に同じ

(6) 提出方法

持参又は郵送

9 参加資格審査結果通知書の送付

応募書類に基づき、参加資格の要件を審査し、応募事業者に参加資格審査 結果通知書(様式第8号)を令和8年8月7日(金)にメールで送付する。なお、審査結果等に関する異議申し立ては、一切受け付けない。

10 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

ア 質問書(参加資格審査関係書類)(様式第1号)

イ 質問書(提案書等関係書類)(様式第2号)

(2) 提出期間

ア 質問書(参加資格審査関係書類) 令和8年7月27日(月)午後4時まで

イ 質問書(提案書等関係書類) 令和8年8月12日(水)午後4時まで

(3) 提出方法

メールで提出

メールの件名は「認定こども園ひがし保育園給食調理業務質問書(会社名)」として下さい。

(4) 提出先

20 問合せ先に同じ

(5) 質問の回答

ア 質問書(参加資格審査関係書類) 令和8年7月30日(木) 午後6時まで

イ 質問書(提案書等関係書類) 令和8年8月20日(木) 午後6時まで

ア、イとも随時、回答内容を社会福祉法人ときわ福祉会ホームページに掲載します。

11 提案書等関係書類の提出

参加資格を満たすと判断された応募事業者(以下「提案者」という。)は、提案書等関係書類以下により提出してください。

(1) 受付期間 令和8年9月4日(金)午後4時まで

(2) 提出方法 持参又は郵送

(3) 提出先

20 問合せ先に同じ

(4) 提出する提案書等関係書類

ア 提案書等関係書類提出書(様式第9号)

イ 提案書等(様式第10号から様式第16号まで)

ウ 見積書(様式第17号)

(5) 見積書・見積内訳書

(6) 提出が無効とみなされる場合

ア 提出期限に遅れた場合

イ 記載すべき事項にもれがある場合

ウ 虚偽の内容が記載されている場合

エ 履行不可能な内容が記載されているもの

オ 複数の提案又は矛盾する提案が記載されているもの

(7) 提案書等関係書類詳細

ア A4判フラットファイルの表紙及び背表紙に「認定こども園ひがし保育園給食調理業務委託提案書等関係書類」及び「商号又は名称等」を記載し、様式第9号を1ページとして、順次、提出必要書類を綴り提出のこと。

イ A4判(A3判を折り込んでA4判とするのは可)用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けること。

ウ 様式第10号から様式第16号までは各15枚以内で簡潔に記載すること。

(8) 提出部数

正本1部、副本5部

12 一次審査

(1) 一次審査の位置付け

ア 一次審査は、認定こども園ひがし保育園給食調理業務委託事業者選定基準(以下「選定基準」)に基づき、提案書等関係書類、見積書による書類審査とする。

イ 書類審査は各選定委員の評価点を合計し、得点の高い方から順に上位3事業者程度を、二次審査の対象とする。

ウ 提案者が3事業者以下の場合は、一次審査を行わず、二次審査のみ実施する。

(2) 一次審査結果及び二次審査参加資格通知書の送付

ア 提案書等関係書類を提出した提案者に一次審査結果及び二次審査参加資格通知書(様式第17号)を令和8年9月14日(月)にメールにより通知する。

イ 審査結果等に関する異議申し立ては、一切受け付けない。

13 二次審査

(1) 実施方法

ア 審査は選定基準に基づき、プレゼンテーション及びヒアリング審査並びに検食審査を実施する。

イ 審査は選定委員会により実施する。

ウ 優先交渉権者は、選定委員会の委員の合計得点が最も高い者とする。

エ 評価点が同点となる場合は、見積金額が最も安価な者を優先交渉権者とし、見積価格も同額の場合においては、提案書の「業務実施体制」に係る評価点の高い方を優先交渉権者とする。

オ 審査結果等に関する異議申し立ては、一切受け付けない。

(2) 日時

令和8年9月26日(土)時間等詳細は別途通知

(3) 場所

20 問合せ先に同じ

(4) 実施時間

プレゼンテーション 15 分以内、質疑応答 15 分以内とする。

検食については、当園調理設備を使用し、二次審査参加資格対象者に対し、事前に示

す予算の範囲内で指定されたメニューを当園調理室において 30 分以内に調理し、審査員 6名の検食に供すること。

(5) 準備物

パソコン等を使用する場合は、各自で準備すること。(プロジェクター、スクリーンは当法人で用意しますので、使用希望の際は事前に連絡ください。)

検食に資する食材、調理器具及び白衣、防止、長靴、手袋を各自で準備すること。

(6) 出席者

プレゼンテーション及びヒアリングに参加する者は3人までとし、別途検食調理に従事する者は、2名が参加できる。

(7) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番

当法人において順番を指定する。

14 失格事項

応募事業者又は応募事業者の提出した書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 書類に虚偽の記載があった場合

(2) 実施要領等に違反した場合

(3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合

(4) 書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出しなかった場合

(5) 正当な理由なくプレゼンテーション、ヒアリングに応じなかった場合

(6) 契約締結日までに参加資格を欠く事態が生じた場合

15 提出書類に関する留意事項

(1) 実施要領等の承諾 応募事業者は、応募書類の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

二次審査に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 著作権

応募事業者から、実施要領等に基づき提出される提案書等関係類の著作権は、原則として作成者に帰属する。ただし、発注者は、選定結果の公表等に必要な場合には、提案書等関係類の内容を使用できるものとする。

(4) 提出書類の取扱い

ア 発注者が受理した提出書類については、理由の如何にかかわらず返却しない。

イ 提出書類は、必要に応じ複写(法人及び選定委員会での使用に限る。)することがある。

ウ 受注者以外の提案書等関係書類の内容は、応募事業者の承諾なしには利用しない。

エ 提出書類について、その内容の全部又は一部を公開する場合があるので、不開示

を希望する情報が含まれている場合は、当該部分の指定とその理由を明記すること。

(5) 提出書類の変更

発注者が受理した提出書類は、明らかな間違い、軽微な修正をき、受理後の内容変更を認めない。ただし、選定委員会から要請があったものについてはこの限りでない。

(6) 発注者が提示する資料の取扱い

発注者が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、発注者の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁ずる。

(7) 提出書類の追加提出

発注者が提出書類の追加提出を求めた場合には、迅速に応じること。

16 応募の辞退

やむを得ない事情により、応募を辞退する場合は、直ちに参加辞退届(様式第5号)を提出すること。

17 優先交渉権者との協議及び契約の締結

(1) 本プロポーザルは、契約の相手方となる優先交渉権者を特定するための手続きであり、特定されたことによって直ちに契約の成立を約束するものではない。

(2) 法人は、特定した優先交渉権者の提案内容をもとに、契約締結に向けた詳細な仕様及び価格の決定を行う。

(3) 前項の協議において、優先交渉権者から提示された見積額が法人の予定価格を超過している場合、法人は業務目的を損なわない範囲で仕様の一部変更や代替案の提示を求めることができるものとする。

(4) 協議の結果、見積額が法人の予定価格の制限の範囲内となり、かつ合意に達した場合に随意契約を締結する。

(5) 前項の協議が整わない場合、又は優先交渉権者が契約を辞退した場合は、優先交渉権者との交渉を不成立とし、次点候補者と前各項に準じて協議を行うものとする。

18 審査結果の公表及び通知

審査結果は、優先交渉権者の名称及び評価点の合計点について、令和8年10月下旬に当法人ホームページに掲載する。なお、審査結果掲載前の問合せには応じない。

なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議の申立ては受け付けない。

19 その他

(1) 業務履行の開始前に委託業務に必要な準備は、受託者の費用負担により行うこと。

20 問合せ先

社会福祉法人ときわ福祉会 認定こども園ひがし保育園

〒597-0083 大阪府貝塚市海塚581-1

電話072-431-9006

メール: higashihoikuenn@woody.ocn.ne.jp